

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律

(平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)(参)

一、提案理由(平成一〇年五月二七日・参議院本会議)

山本正和君 ただいま議題となりました精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、国民福祉委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、精神薄弱者福祉法などの法律において使用されている「精神薄弱」という用語につきましては、知的な発達に係る障害の実態を的確にあらわしていない、あるいは精神、人格全般を否定するかのよう響きがあり、障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されております。このため、関係団体等からも不適切な用語であるとして、その見直しが強く求められてきており、平成七年十二月に策定された障害者プランにおいても「関係者の意見を踏まえ、見直しを行う。」こととされております。

この「精神薄弱」にかわる用語につきましては、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる「知的障害」とすべきであるとの強い意見が表明されております。また、この「知的障害」という用語は、現在、社会的に広く使われるようになってきており、医学界を含めた関係者においても、この用語を用いることについて了解が得られているところであります。

本法律案は、こうした経緯を踏まえ、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めようとするものであります。

なお、この法律の施行日は、平成十一年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

「精神薄弱」という用語の見直しは、関係者の長年の悲願であり、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同様に暮らせる社会づくり、すなわち、ノーマライゼーションの理念の実現のための重要な一歩となるものと考えます。そしてこの改正により、知的障害のある方々に対する国民の理解が深まり、障害者の福祉が向上するものと確信するものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

(注) 参議院においては、第一四二回国会の委員会の審査は省略された。

二、衆議院厚生委員長報告(平成一〇年九月一〇日)

木村義雄君 ただいま議題となりました精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、

精神薄弱者福祉法等における精神薄弱という用語を知的障害という用語に改めようとするものであります。

本案は、第百四十二回国会の参議院提出に係るもので、本院において継続審査となっておりましたが、昨日の委員会において参議院国民福祉委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国民福祉委員長報告（平成一〇年九月一八日）

尾辻秀久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、「精神薄弱」という用語については、知的側面における障害の用語であるにもかかわらず、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり、また、障害者に対する差別や偏見を助長するおそれもあるため見直しが必要であるという関係者の長年の強い要望を受けたものであります。その内容は、現在、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において使用されている「精神薄弱」という用語を、障害の状態を価値中立的に表現することができ、また、社会的に広く使われている「知的障害」という用語に改めようとするものであります。

本法律案は、第百四十二回国会において本委員会から提出され、衆議院において継続審査となっていたものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。